第69期

定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2019年3月28日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

開催場所

東京都中野区中野四丁目１番１号
中野サンプラザ
13階 コスモルーム

決議事項

第１号議案　定款の一部変更の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件

糖から未来をつくる。

Kanro

目　次

- 第69期定時株主総会招集ご通知　1
- 株主総会参考書類　4

添付書類

- 事業報告　16
- 計算書類　33
- 監査報告書　37

カンロ株式会社
証券コード：2216

証券コード：2216
2019年３月７日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿三丁目20番２号
カンロ株式会社
代表取締役社長　三 須 和 泰

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第69期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、**2019年３月27日（水曜日）午後５時45分までに議決権をご行使くださいます**ようお願い申し上げます。

敬　具

記

1　日　　時	2019年３月28日（木曜日）午前10時	
2　場　　所	東京都中野区中野四丁目１番１号　中野サンプラザ　13階　コスモルーム	
3　会議の目的事項	**報告事項**	第69期（2018年１月１日から2018年12月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
	決議事項	第１号議案　定款の一部変更の件 第２号議案　取締役７名選任の件 第３号議案　監査役３名選任の件

以　上

- 本招集ご通知に際してご提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
  なお、監査役及び会計監査人が監査した計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している個別注記表となります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト
https://www.kanro.co.jp/

カンロ　検索

議決権行使についてのご案内

議決権は、株主さまが当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。
議決権の行使方法は、以下の方法がございます。
株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネットでの
行使は次頁へ

株主総会に当日ご出席いただける方

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

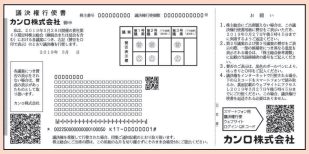



また、議事資料として本冊子を
ご持参ください。

株主総会開催日時

2019年3月28日（木曜日）
午前10時

ご郵送で議決権を行使される方

同封の議決権行使書用紙に各議案に関する賛否をご表示のうえご返送ください。

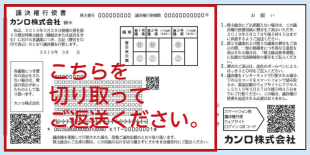



早期投函のお願い

行使期限後に到着する議決権行使書が多数ございます。
お早めにご投函ください。

議決権行使期限

2019年3月27日（水曜日）
午後５時45分到着分まで

議決権行使書のご記入方法

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

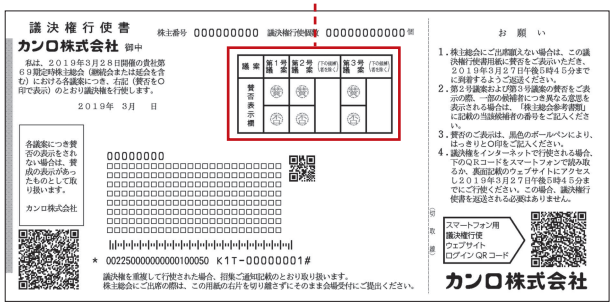

第２・３号議案

- ▶**全員賛成の場合**　：「賛」の欄に○印
- ▶**全員否認する場合**：「否」の欄に○印
- ▶**一部の候補者の賛否を表示する場合**：

「賛」もしくは「否」の欄に○印をし、
候補者の番号をご記入ください。

インターネットで議決権を行使される方

議決権行使ウェブサイトについて



当社指定の議決権行使ウェブサイト
https://www.web54.netにて
各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限　2019年3月27日（水曜日）
午後5時45分まで

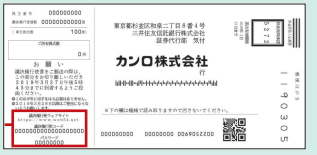

議決権行使ウェブサイトの議決権行使コードおよびパスワードは、同封の議決権行使書用紙の左下に記載されています。

パソコンによる議決権行使

議決権行使ウェブサイト：https://www.web54.net

スマートフォンによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは1回に限り議決権を行使できます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。



議決権行使のお取扱い

議決権行使ウェブサイトにおいてインターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いします。

インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取扱いします。なお、インターネットと書面が同日に到着した場合は、インターネットを有効な議決権行使としてお取扱いします。

インターネットによる議決権行使は、2019年3月27日（水曜日）の午後5時45分までに行使されるようお願いいたします。

パソコン・スマートフォンの操作方法に関するお問合わせ先

- 当ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン・スマートフォンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問合わせください。

三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

電　話	0120（652）031
受付時間	9：00～21：00

- その他株式に関するご質問等は、下記にお問合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電　話	0120（782）031
受付時間	土・日・祝日を除く9：00～17：00

第１号議案　定款の一部変更の件

1. 提案の理由
　当社は、今後のグローバル展開を視野に入れ、一層のコーポレートブランド価値の向上を図るため、英文の社名表記を KANRO CO., LTD. から Kanro Inc. へと変更したく、現行定款第１条に定める英文商号を変更するものであります。

2. 変更の内容
　変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（商　号） 第１条　当会社は、カンロ株式会社と称し、英文では、KANRO CO., LTD. と表示する。	（商　号） 第１条　当会社は、カンロ株式会社と称し、英文では、Kanro Inc. と表示する。

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の改選と新たに２名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏　名（年齢）	現在の当社における地位	取締役会への出席状況	取締役在任年数
1	再任	三須（みす） 和泰（かずやす）（満62歳）	代表取締役社長	100%（10回／10回）	３年
2	再任	羽田（はだ） 英之（ひでゆき）（満60歳）	取締役 専務執行役員	100%（10回／10回）	２年
3	再任	水田（みずた） 豊重（とよしげ）（満59歳）	取締役 専務執行役員	100%（10回／10回）	２年
4	新任	阿部（あべ） 一博（かずひろ）（満50歳）	常務執行役員	－	－
5	新任 社外	村田（むらた） 哲也（てつや）（満49歳）	－	－	－
6	再任 社外 独立	光田（みつだ） 博充（ひろみち）（満67歳）	取締役	100%（10回／10回）	３年
7	再任 社外 独立	吉田（よしだ） 孝信（たかのぶ）（満62歳）	取締役	100%（10回／10回）	３年

社外　社外取締役候補者　　独立　独立役員候補者：株式会社東京証券取引所の定める独立役員の候補者

（注）１　各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２　村田哲也、光田博充、吉田孝信の３氏は社外取締役候補者であります。
３　光田博充、吉田孝信の両氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
４　光田博充、吉田孝信の両氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。
５　村田哲也氏は、当社の特定関係事業者である三菱商事株式会社の業務執行者であります。
６　三菱商事株式会社は当社の主要な株主であり、当社の製品販売の総代理店として販売を行っております。
７　当社は社外取締役と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。村田哲也氏、光田博充氏、吉田孝信氏の選任が承認可決された場合には、当社は３氏との間で、当該契約を締結又は継続する予定であります。

候補者番号 1

三須（みす） 和泰（かずやす）

再任



生年月日	1957年２月28日生（満62歳）
取締役在任年数	３年
取締役会への出席状況	100%（10回／10回）
所有する当社株式数	4,000株

略歴、地位及び担当

1979年 ４月	三菱商事株式会社入社
1992年 ２月	英国三菱商事会社出向
1997年 ８月	三菱商事株式会社食品原料部
2004年 ４月	同社食品本部加工食品第三ユニットマネージャー
2006年 ４月	同社生活産業グループCEOオフィス室長代行
2008年 ４月	同社生活産業グループCEOオフィス室長
2009年 ４月	同社食品本部長兼酪農食品ユニットマネージャー
2011年 ４月	同社執行役員中国生活産業グループ統括
2014年 ４月	同社執行役員海外市場本部長
2016年 ３月	同社退任
2016年 ３月	当社代表取締役社長
2019年 １月	当社代表取締役社長CEO兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー（現在に至る）

取締役候補者とした理由

三須和泰氏は、三菱商事株式会社において要職を歴任され、2016年３月からは当社代表取締役社長を務めており、企業経営全般に関する豊富な知見を有しております。2017年を初年度とする中期経営計画「NewKANRO　2021」を実行し、当社の更なる成長を牽引するために、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

羽田（はだ）　英之（ひでゆき）

再任



生年月日	1959年1月1日生（満60歳）
取締役在任年数	2年
取締役会への出席状況	100%（10回／10回）
所有する当社株式数	200株

略歴、地位及び担当

1985年 2月	当社入社
2003年 1月	当社管理本部情報システム部長
2011年 4月	当社管理本部副本部長兼経営企画室長
2012年 3月	当社取締役管理本部副本部長兼経営企画室長
2013年 4月	当社取締役開発本部長
2014年 3月	当社常務執行役員開発本部長（取締役を退任）
2014年 9月	当社常務執行役員生産本部長
2016年 1月	当社常務執行役員経営企画室・品質保証部担当
2017年 1月	当社専務執行役員経営企画本部長
2017年 3月	当社取締役専務執行役員経営企画本部長
2018年 1月	当社取締役専務執行役員経営企画本部長兼品質保証部担当
2018年 7月	当社取締役専務執行役員経営企画本部長兼品質保証部担当兼海外事業室長（現在に至る）

取締役候補者とした理由

羽田英之氏は、管理本部副本部長、開発本部長、生産本部長を経て、現在は取締役専務執行役員経営企画本部長兼品質保証部担当兼海外事業室長を務めており、経営全般及び管理・運営業務に関する幅広い知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

水田（みずた） 豊重（とよしげ）

再任



生年月日	1959年５月29日生（満59歳）
取締役在任年数	２年
取締役会への出席状況	100%（10回／10回）
所有する当社株式数	400株

略歴、地位及び担当

1983年 ４月	当社入社
2005年 ４月	当社広島支店長
2007年10月	当社広域販売部長
2009年10月	当社大阪支店長
2013年 ４月	当社営業本部営業部長
2014年 ３月	当社執行役員営業本部長兼営業部長
2016年 １月	当社常務執行役員営業本部長
2017年 ３月	当社取締役常務執行役員営業本部長
2019年 １月	当社取締役専務執行役員営業本部長（現在に至る）

取締役候補者とした理由

水田豊重氏は、広島支店長、広域販売部長、大阪支店長、営業部長を経て、現在は取締役専務執行役員営業本部長を務めており、経営全般及び販売・マーケティング業務に関する深い知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

阿部（あべ） 一博（かずひろ）

新任



生年月日	1968年11月20日生（満50歳）
取締役在任年数	ー年
取締役会への出席状況	ー
所有する当社株式数	ー株

略歴、地位及び担当

1991年 4 月	三菱商事株式会社入社
2001年 5 月	英国三菱商事会社出向
2006年 5 月	三菱商事株式会社エネルギー事業グループコントローラーオフィス
2010年12月	三菱商事フィナンシャルサービス株式会社出向
2013年 6 月	三菱商事（広州）有限公司董事
2016年 6 月	三菱商事株式会社監査役室
2019年 1 月	当社常務執行役員ＣＦＯ財務・経理本部長
	（現在に至る）

取締役候補者とした理由

阿部一博氏は、三菱商事株式会社を経て、現在は当社常務執行役員ＣＦＯ財務・経理本部長を務めており、経営全般及び財務・経理業務に深い知見を有していることから、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

村田（むらた） 哲也（てつや）

新任 社外



生年月日	1969年10月11日生（満49歳）
取締役在任年数	ー年
取締役会への出席状況	ー
所有する当社株式数	ー株

略歴、地位及び担当

1992年 4 月	三菱商事株式会社入社
2011年 7 月	株式会社ライフコーポレーション出向
2012年 3 月	同社執行役員首都圏ストアサポート本部長
2013年 9 月	同社執行役員首都圏ストア本部長
2015年 4 月	同社上級執行役員首都圏営業本部副本部長兼首都圏ストア本部長
2016年 2 月	三菱商事株式会社生活原料本部付
2016年 4 月	同社生鮮品本部戦略企画室長
2018年 4 月	同社生活流通本部食品流通部長（現在に至る）

重要な兼職の状況

三菱商事株式会社生活流通本部食品流通部長

社外取締役候補者とした理由

村田哲也氏は、三菱商事株式会社における豊富なビジネス経験を通じた幅広い見識を有しており、客観的な見地から、当社の経営への有益な助言や業務執行に対する適切な監督を遂行していただけると判断したため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

光田（みつだ） 博充（ひろみち）

再任 社外 独立



生年月日	1951年３月31日生（満67歳）
取締役在任年数	３年
取締役会への出席状況	100%（10回／10回）
所有する当社株式数	ー株

略歴、地位及び担当

1974年 ４月	朝日麦酒株式会社入社	2009年 ３月	同社専務取締役研究開発本部長
1989年 ４月	同社食料食品研究所飲料開発部長	2012年 ３月	同社顧問
1996年 ７月	アサヒ飲料株式会社飲料研究所所長	2013年 ３月	同社退任
2000年 ４月	同社明石工場工場長	2013年 ４月	光田技術士事務所開設 （現在に至る）
2001年 ９月	同社執行役員研究所長		
2006年 ３月	同社取締役研究開発本部長	2016年 ３月	当社取締役 （現在に至る）

重要な兼職の状況

光田技術士事務所

社外取締役候補者とした理由

光田博充氏は、食品業界における研究・製造分野の豊富な経験を通じた幅広い見識をもとに、客観的・専門的な見地から、取締役会での有益な提言や業務執行に対する適切な監督を行っており、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 7

吉田（よしだ） 孝信（たかのぶ）

再任 社外 独立



生年月日	1957年２月18日生（満62歳）
取締役在任年数	３年
取締役会への出席状況	100%（10回／10回）
所有する当社株式数	ー株

略歴、地位及び担当

1979年 4 月	プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社入社
	東京支店長、販売部長等を歴任
1998年 7 月	ルイヴィトン＆モエヘネシーグループタグ・ホイヤー・ジャパン株式会社営業本部長
2001年 1 月	ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社営業担当副社長
2007年 1 月	日本ヒルズ・コルゲート株式会社営業担当副社長
2012年10月	ダノンジャパン株式会社営業担当副社長
2015年 6 月	吉田Ｃ＆Ｍ株式会社代表取締役（現在に至る）
2016年 3 月	当社取締役（現在に至る）

重要な兼職の状況

吉田Ｃ＆Ｍ株式会社代表取締役

社外取締役候補者とした理由

吉田孝信氏は、ダノンジャパン株式会社等の営業担当副社長を歴任されており、営業及びマーケティング分野における豊富なビジネス経験をもとに、客観的・実践的な見地から、取締役会での有益な提言や業務執行に対する適切な監督を行っており、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

第３号議案　監査役３名選任の件

現在就任している監査役３名のうち２名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、更なるコーポレート・ガバナンス体制の強化を図るために、新たに監査役３名の選任をお願いするものであります。なお、本議案が承認可決された場合、監査役は４名になります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1

高橋（たかはし）　一夫（かずお）

新任　社外



生年月日	1960年12月11日生（満58歳）
監査役在任年数	－年
監査役会への出席状況	－
所有する当社株式数	－株

略歴及び地位

1984年 4 月	三菱商事株式会社入社	2010年 4 月	同社監査部長代行兼内部統制総括室長
2002年 6 月	同社中国総代表付（在北京）		
2004年 4 月	三菱商事（中国）投資有限公司北京分公司財務経理審査部総経理	2012年12月	北米三菱商事会社監査・内部統制部長（在ニューヨーク）
2008年 2 月	三菱商事株式会社業務改革・内部統制推進室兼情報戦略統括部	2018年 2 月	三菱商事株式会社リスク管理室長（現在に至る）

社外監査役候補者とした理由

高橋一夫氏は、三菱商事株式会社における豊富なビジネス経験を通じて幅広い見識を有しており、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

花野（はなの）　信子（のぶこ）

新任　社外　独立



生年月日	1968年10月６日生（満50歳）
監査役在任年数	－年
監査役会への出席状況	－
所有する当社株式数	－株

略歴及び地位

1991年４月	野村総合研究所　経営調査部研究員
1999年４月	司法研究所入所
2000年10月	第一東京弁護士会登録
2000年10月	光和総合法律事務所入所
2004年10月	同事務所パートナー弁護士（現在に至る）

重要な兼職の状況

光和総合法律事務所パートナー弁護士

社外監査役候補者とした理由

花野信子氏は、弁護士として長年培われた法律知識・経験等に基づき、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

西山（にしやま） 博考（ひろたか）

新任 社外



生年月日	1973年２月26日生（満46歳）
監査役在任年数	－年
監査役会への出席状況	－
所有する当社株式数	－株

略歴及び地位

1995年 ４月	日本電信電話株式会社入社
2002年 ５月	ヴァージニア大学経営大学院修了
2002年 ８月	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社財務部
2006年10月	モルガン・スタンレー証券株式会社株式調査部
2007年 ７月	ＡＩＧホールディングス株式会社マネジメント・コンサルティング・オフィス
2009年 ５月	三菱商事株式会社リスクマネジメント部
2016年 ５月	同社生活産業グループ管理部
2018年 ５月	同社生活産業グループ管理部投資チームリーダー（現在に至る）

重要な兼職の状況

三菱商事株式会社生活産業グループ管理部投資チームリーダー

社外監査役候補者とした理由

西山博考氏は、三菱商事株式会社における豊富なビジネス経験を通じて幅広い見識を有しており、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

（注）１　各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２　高橋一夫、花野信子、西山博考の３氏は、社外監査役候補者であります。
３　花野信子氏につきましては東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
４　西山博考氏は、当社の特定関係事業者である三菱商事株式会社の業務執行者であります。
５　三菱商事株式会社は当社の主要な株主であり、当社の製品販売の総代理店として販売を行っております。
６　当社は監査役と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。高橋一夫氏、花野信子氏、西山博考氏の選任が承認可決された場合には、当社は３氏との間で、当該契約を締結する予定であります。

以　上

（添付書類）事業報告 （2018年１月１日から2018年12月31日まで）

1 会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、国際的な貿易摩擦や不安定な金融市場の動き等一部懸念材料も見られましたが、引続き景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。キャンディ市場におきましては、グミ市場は順調に伸長する中、一昨年まで減少傾向にあった飴市場が上昇傾向に転じたことから、市場全体で前年同期比増加となりました。

このような事業環境下、当社では中期経営計画「NewＫＡＮＲＯ ２０２１」の達成に向け、積極的なマーケティング投資によるブランドの強化に加え、ＩＴを活用した提案型営業活動の推進ときめ細かなチャネル別販売促進活動の実践により売上拡大を図りました。また、品質面においては、朝日工場に続きひかり工場においても食品安全規格であるFSSC22000の認証を取得するなど更なる品質管理体制の強化を図ると共に、連結子会社であったひかり製菓株式会社の吸収合併による生産の効率化、製造現場での改善活動による生産性の向上など製造原価の低減に努めた他、業務の効率化に向けた情報化投資等、経営基盤の強化策を積極的に推進いたしました。

当期の売上につきましては、飴は「金のミルク」シリーズや「健康のど飴」シリーズ等の主力ブランド商品が伸長したことに加え、コンパクトサイズの新形態が好評であったこと等により前期比8.0％の増収となりました。グミは「カンデミーナグミ」が「ピュレグミ」に次ぐ主力ブランドに成長したこと等により前期比7.1％の増収となりました。その結果、売上高は前期比16億48百万円（7.7％）増加の229億49百万円となりました。

利益面では、原油価格の上昇による製造原価の増加要因もありましたが、主力ブランドの売上増加による固定費率の減少と原価低減に向けた諸施策が効果を発揮したことから、売上総利益は前期比12億14百万円（12.5％）増益の109億34百万円となりました。

営業利益は、広告宣伝等積極的なマーケティング投資と本社オフィス移転や新ＣＩ導入及びひかり製菓株式会社の吸収合併に伴う一時費用の発生など利益の圧迫要因もありましたが、営業利益は前期比56百万円（5.9％）増益の10億３百万円、経常利益は前期比43百万円（4.4％）増益の10億45百万円を達成いたしました。

当期純利益は、旧本社ビル売却に伴う固定資産売却益５億１百万円及びひかり製菓株式会社の吸収合併に伴う抱合せ株式消滅差益56百万円等を特別利益に計上したこと、グミ製造ライン新設のための工場棟改築に係る固定資産の除却損32百万円、休止資産の減損損失35百万円及びひかり製菓株式会社の建物等の減損及び撤去費用１億79百万円等を特別損失に計上したことにより、当期純利益は前期比４億17百万円（70.3％）増益の10億11百万円となりました。

（2）設備投資等の状況

当期の設備投資総額は28億50百万円であります。

主なものは、キャンディ製造設備の支払（松本工場16億53百万円、ひかり工場６億66百万円、朝日工場２億67百万円）であります。

当期において旧本社ビルを売却したことにより固定資産売却益５億１百万円を計上しております。また、ひかり製菓株式会社の建物等の減損及び撤去費用１億79百万円を減損損失として計上しております。

（3）資金調達の状況

当期において短期的な運転資金10億円を銀行借入により調達いたしました。

（4）対処すべき課題

当期(2018年12月期)の経営成績は、売上高・利益とも前年を上回る好成績となりました。

当社は、キャンディNo.1企業を目指す姿とし、「売上拡大戦略」と「経営基盤の強化」の両輪の施策を着実に推進し、2021年には売上高260億円、経常利益26億円を目指しております。

「売上拡大戦略」としては、飴・グミとも主力商品の更なる拡大に注力すると共に、新ブランド商品の開発・育成を中心としたブランド戦略を展開いたします。特に、近年市場が拡大しているグミ商品の売上拡大を図るため、本年２月に増設した松本工場新グミラインの本格稼働に合わせ、食感・美味しさ・形態など新奇性の高いグミ商品を積極的に市場に投入してまいります。

一方、飴に関しては、付加価値の高い機能性商品や素材の持つ美味しさと優しさを活かした商品の開発を推進し、更なる売上高の拡大を図ります。

グミや飴の売上を効果的に拡大するため、R&Dセンターの組織体制を刷新するとともに、マーケティング本部内にブランド室を新設し、商品開発から販売に至るまでブランドを基軸とした体制に再編して売上高を拡大します。また、設備投資による生産の効率化や廃棄損の削減を一層進めることで売上原価を低減します。

「経営基盤の強化」としては、安全・安心な商品を提供するための品質保証体制の更なる充実、ダイバーシティの推進、コーポレート・ガバナンス強化等、サステナブル経営を深化させます。また、情報化投資による全社生産性の向上など将来への成長に向けた設備投資や中長期的な研究開発投資等の諸施策を積極的に推進し、持続的な成長に向け経営基盤の一層の強化を図ります。

株主各位におかれましても、更なるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区　分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 (当事業年度)
売上高	19,704,128千円	19,714,402千円	21,301,794千円	22,949,928千円
経常利益	254,919千円	668,286千円	1,001,473千円	1,045,354千円
当期純利益	61,270千円	549,331千円	593,974千円	1,011,665千円
１株当たり当期純利益	16円90銭	151円57銭	165円15銭	282円37銭
純資産額	9,201,624千円	9,533,709千円	9,935,965千円	10,656,588千円
総資産額	17,039,204千円	17,651,694千円	18,064,223千円	19,997,246千円

(注)　2017年７月１日付で普通株式５株につき１株の割合で株式併合を行いましたので、2015年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

売上高

(単位：千円)

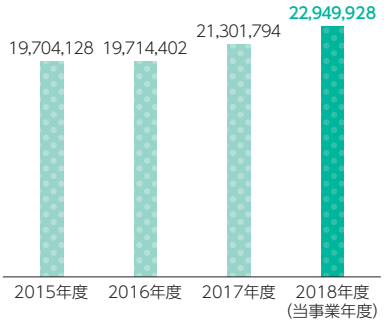

経常利益

(単位：千円)

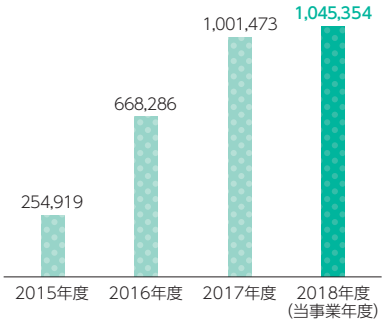

当期純利益

(単位：千円)

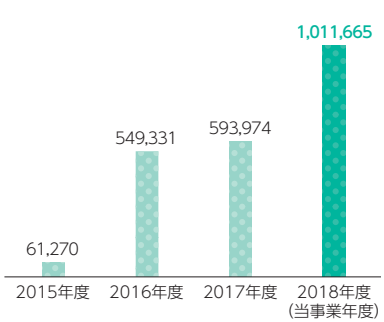

１株当たり当期純利益

(単位：円)

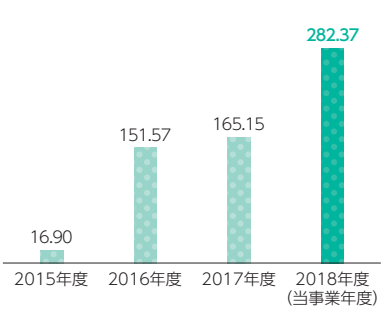

純資産額

(単位：千円)

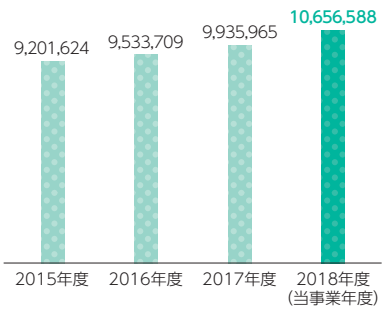

総資産額

(単位：千円)

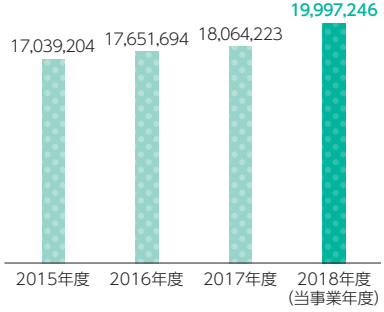

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

当社は、連結子会社であったひかり製菓株式会社を2018年７月１日付で吸収合併したため、当事業年度末に該当事項はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

菓子メーカーとして、主に下記商品を販売しております。

飴　類

カンロ飴、ミルクのカンロ飴、金のミルクキャンディ、金のミルクキャンディ抹茶、
健康梅のど飴、健康のど飴ドクタープラス、ボイスケアのど飴、
ノンシュガー果実のど飴、ノンシュガースーパーメントールのど飴　等

カンロ飴





金のミルクキャンディ





健康のど飴





ボイスケアのど飴



ノンシュガーのど飴





グミ類

ピュレグミ、ジュレピュレ、
カンデミーナグミ　等

ピュレグミ





カンデミーナグミ



その他

まるごとおいしい干し梅、
海苔と紀州梅のはさみ焼き　等

素材菓子





(8) 主要な営業所及び工場

① 本　　社	東京都	⑧ 東北支店	宮城県
② ひかり工場	山口県	⑨ 首都圏東支店	東京都
③ 松本工場	長野県	⑩ 首都圏西支店	東京都
④ 朝日工場	長野県	⑪ 中部北陸支店	愛知県
⑤ 豊洲研究所	東京都	⑫ 関西販売部	大阪府
⑥ 広域販売部	東京都	⑬ 中国支店	広島県
⑦ 北海道支店	北海道	⑭ 九州支店	福岡県



松本工場



本社（東京オペラシティビル37階）



ひかり工場



朝日工場

（注）2019年１月１日付をもちまして、豊洲研究所はR&Dセンターに改称いたしました。

(9) 使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
542人	+21人	38.9歳	14.2年

(注) 使用人数には、臨時従業員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	1,218,750千円
三井住友信託銀行株式会社	153,125千円
株式会社山口銀行	131,250千円

2 株式に関する事項

（1）発行可能株式総数 10,000,000株

（2）発行済株式の総数 3,637,618株
（自己株式数191,283株を除く）

（3）当事業年度末の株主数 2,387名

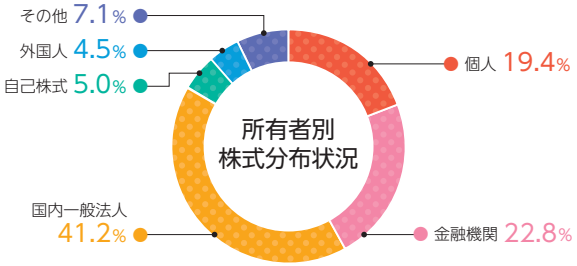

（4）上位10名の株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
● 三菱商事株式会社	1,063	29.23
● カンロ共栄会	241	6.64
● 株式会社榎本武平商店	225	6.19
● 株式会社三井住友銀行	173	4.75
● 三井住友信託銀行株式会社	161	4.44
● 株式会社みずほ銀行	132	3.63
● MSIP CLIENT SECURITIES	128	3.52
● 東京海上日動火災保険株式会社	121	3.32
● 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	106	2.92
● 株式会社山口銀行	80	2.19

（注） 持株比率は、自己株式（191千株）を控除して計算しております。

（5）その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	三須和泰	
取締役専務執行役員	森本憲治	チーフ・コンプライアンス・オフィサー兼管理本部長
取締役専務執行役員	羽田英之	経営企画本部長兼品質保証部担当兼海外事業室長
取締役常務執行役員	水田豊重	営業本部長
取締役	古本結子	三菱商事株式会社コーポレートスタッフ部門コーポレートスタッフ部門付部門コンプライアンス・オフィサー／監査担当兼部門特命担当
取締役	光田博充	光田技術士事務所
取締役	吉田孝信	吉田C＆M株式会社代表取締役
常勤監査役	西村一之	
監査役	西村光治	弁護士法人松尾綜合法律事務所社員弁護士
監査役	大倉達雄	三菱商事株式会社生活産業グループ管理部生活消費財チームリーダー

(注) 1 取締役のうち古本結子、光田博充、吉田孝信の３氏は、社外取締役であります。
2 監査役のうち西村光治、大倉達雄の両氏は、社外監査役であります。
3 光田博充、吉田孝信、西村光治の３氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4 監査役のうち大倉達雄氏は、2018年３月29日開催の第68期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
5 2018年３月29日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって菱田州男、熊野滋の両氏は監査役を辞任により退任いたしました。
6 三菱商事株式会社は当社の主要株主であり、当社の販売総代理店であります。
7 光田技術士事務所及び吉田C＆M株式会社と当社との間には取引関係はありません。
8 取締役のうち三須和泰氏は、2019年１月１日付けで、社長CEO兼チーフ・コンプライアンス・オフィサーに変更いたしました。
9 取締役のうち森本憲治氏は、2019年１月１日付けで、専務執行役員チーフ・コンプライアンス・オフィサー兼管理本部長の任を解いております。
10 取締役のうち水田豊重氏は、2019年１月１日付けで、専務執行役員営業本部長に昇任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役とは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役共に同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
	人	千円
取　締　役	7	167,056
（うち社外取締役）	(3)	(11,800)
監　査　役	5	34,600
（うち社外監査役）	(4)	(12,200)
計	12	201,656
（うち社外役員）	(7)	(24,000)

（注）1　上記報酬等の額には、役員賞与引当金の繰入額39,250千円（取締役36,750千円、監査役2,500千円）及び役員株式給付引当金の繰入額19,906千円（取締役19,906千円）を含んでおります。なお、当社は、2017年３月29日開催の第67期定時株主総会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止し、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対する株式報酬制度の導入を決議いたしました。

2　取締役の報酬限度額は、2017年３月29日開催の第67期定時株主総会において年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額18百万円以内）と決議いただいております。

3　監査役の報酬限度額は、2017年３月29日開催の第67期定時株主総会において年額65百万円以内と決議いただいております。

4　上記2の取締役の報酬限度額とは別枠で、2017年３月29日開催の第67期定時株主総会に基づき、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬制度を導入しております。当該制度において拠出する金員の上限は、5年間で160百万円以内と決議いただいております。

5　上記報酬等の額のほか、2018年３月29日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名に対して、役員退職慰労金として次の金額を支給しております。

監査役　１名　　4,420千円（うち社外監査役　１名　4,420千円）

なお、この金額は過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては24頁「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	古本結子	当事業年度開催の取締役会10回の全てに出席し、豊富なビジネス経験を通じた幅広い見地から、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	光田博充	当事業年度開催の取締役会10回の全てに出席し、研究・製造分野の豊富な経験を通じた専門的な見地から、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	吉田孝信	当事業年度開催の取締役会10回の全てに出席し、営業・マーケティング分野の豊富な経験を通じた専門的な見地から、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	西村光治	当事業年度開催の取締役会10回の全てに、また、監査役会10回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	大倉達雄	就任後開催の取締役会７回の全てに、また、監査役会７回の全てに出席し、幅広い見地からの発言を行っております。

5 会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額	33,150千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,150千円

（注）１　当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

２　当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

（3）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制

（1）業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制についての概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・全役職員の行動規範として「企業行動憲章」及び「企業行動基準」を定め、その周知徹底を図り、遵法の精神に則り業務運営に当たる。

・反社会的勢力及び団体に対しては一切関係を持たず、不当要求や妨害については警察等の外部機関とも適切に連携しつつ毅然とした態度で組織的に対応する。

・コンプライアンスの推進については、「コンプライアンス組織・運営規程」に則り、「内部通報基準」の制定、社内外の通報窓口設置、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とするコンプライアンス委員会の設置、各本部・事業所等を担当するコンプライアンス・オフィサーを中心とした全役職員への教育実施等により法令等遵守の徹底を図る。

・取締役会は、法令及び定款で定められた事項及び経営に関する重要事項につき、十分に審議した上で意思決定を行う一方、職務執行する取締役からはその執行状況に関わる報告等を求めて経営方針の進捗状況を把握し、職務執行の適正性を管理監督する。さらに、取締役等の指名・報酬などの検討にあたり、透明性・公正性を確保できるよう、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会を設置し、コーポレート・ガバナンスの強化を図る。

・取締役の日常の職務執行に関しては、常勤取締役を中心に構成される常勤役員会（以下「役員会」という。）を定期的に開催して意思疎通を図るとともに社外役員にも電子メール等により迅速に情報を共有し、積極的に意見を交換しながら、規程に定められた審議事項や業務報告に対して慎重かつ迅速な意思決定を行い、経営の進捗及び業務執行の適正性を管理監督する。

・監査役は、取締役会及び役員会のほか、重要な意思決定の過程及び職務執行状況を把握するため、重要な会議に出席し、取締役及び使用人の職務執行状況等に関して意見の陳述や報告を行い、必要に応じて助言・勧告、場合によっては適切な処置を講ずる。

・監査役会は、会計監査人より取締役及び使用人の職務執行に関する不正行為又は法令及び定款に違反する重大な事実がある旨の報告を受けた場合、監査役が協議して必要な調査を行い、助言又は勧告等の必要な処置を講ずる。

・内部監査部門として監査室を社長直轄組織として設置し、定期監査と共に必要に応じて臨時監査を実施して日常の職務執行状況を把握し、その改善を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務執行状況に関わる記録は、法令及び社内規程に定められたところにより文書を作成し、保存管理する。
・監査役及び取締役より当該事項に関わる文書閲覧の請求があれば、担当部門を通じてこれに応ずる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・全社的に影響を及ぼす重要なリスクについては、経営企画部を主管部として要因別に「既に認識しているリスク」の見直しと「新たに発生することが見込まれるリスク」の洗出しを定期的に実施する。
各部門では部門の業務に関わる重要なリスクについては、「既に認識しているリスク」の見直しと「新たに発生することが見込まれるリスク」の洗出しを定期的に実施して経営企画部に報告する。
経営企画部は全社及び各部門に関わる重要なリスクと対策を取り纏めて役員会に報告する。役員会は当該報告内容を審議し、必要に応じて新たな是正処置を取る。
・新たにリスク管理面で問題が発生若しくは発生が予想される場合は、その都度経営企画部より役員会に報告し、その対策を協議して是正処置を取る。ただし、緊急を要する場合は、担当本部長より社長に報告し、対策を協議して是正処置を取り、速やかに役員会に報告する。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

・経営に関わる意思決定については、法令等に定められた事項や重要事項等は取締役会、日常の職務執行に関しては定期的に開催される役員会で行い、慎重かつ迅速に対応する。
・取締役会は中期経営計画及び各年度の事業計画を決定し、各部門がその目標達成のための具体策を立案し、実行する。
・取締役会は、取締役の委嘱事項を決定し、委嘱した範囲において職務執行を決定し実行できる権限を委譲する。取締役は職務執行の進捗状況等を役員会及び取締役会で報告する。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査役は内部監査部門である監査室に対して必要事項を指示する。また、取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する使用人（監査役補助者）として適切な人材を配置する。
・監査役補助者を配置した場合、その指揮・命令等は監査役の下にあり、その人事上の取扱いは監査役と事前に協議する。
・監査役の指示に基づく監査役補助者の調査や情報収集に対して、会社各部門は協力する。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・取締役は、職務の執行状況を監査役が出席する取締役会及び役員会に報告する。
・取締役は、競業取引・利益相反取引について遅滞なく監査役が出席する取締役会に報告する。
・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実及び取締役の職務執行に関して不正行為又は法令・定款に違反する重大な事実を発見した場合は監査役に報告する。
・法令違反等の内部通報があった場合、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とするコンプライアンス委員会は「コンプライアンス組織・運営規程」に則り、通報の状況と処置結果を監査役に報告する。
・内部通報制度に基づく通報又は監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当該通報者又は報告者に対して不利な取扱いを行わない。

⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役及び監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営方針の確認、対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識と信頼関係を深める。
・監査役会は定期的に会計監査人から会計監査の方法及び監査結果についての報告を受け、緊密な連携と情報の交換を行う。
・監査役は監査室と連携を保ち、内部監査結果の報告を求め、必要に応じてこれを活用する。
・監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、監査役は、費用の前払い及び償還を受けることができ、また、予算措置を講ずる等必要な措置を講ずることを要請することができる。

（2）内部統制システム基本方針及び内部統制の基本方針の運用状況の概要について

以上の方針に基づき、当会計年度に実施した当社における内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① 内部統制システムに関する基本方針及び内部統制の基本方針の周知

当社は、2019年２月７日より「内部統制システムに関する基本方針」及び「内部統制の基本方針」の一部を改定しております。その内容につきましては社内電子掲示板に掲示すると共に、当社ホームページでも掲示し、社内外に広く告知しております。

② コンプライアンス

当社は、取締役会の決議をもって設置されたチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とするコンプライアンス委員会を年２回定期的に開催し、コンプライアンスに関する基本方針、体制及び規程の改廃並びに教育計画等について審議しています。また、コンプライアンスに関する各種社内研修を継続的に実施しており、2018年度は工場従業員に対しコンプライアンス基本研修、ＰＣ使用者に対しeラーニングによるコンプライアンス研修、新任管理職にはアンガーマネジメント研修を実施しました。更に、2018年度は、2019年度より各本部等にコンプライアンス・オフィサーを設置することを決定し、コンプライアンス遵守のための社内体制強化に繋げています。

③ リスク管理体制

当社は、全社的に影響を及ぼす重要なリスクについては「既に認識しているリスク」の見直しと「新たに発生することが見込まれるリスク」の洗出しを定期的に実施しており、2018年２月にこの見直しと洗出しを行い、改めてリスクを特定しその対策を講じております。なお、本年度（2019年）においても既に２月に実施しております。ＢＣＰ（事業継続計画）についても整備しており、マニュアルの見直し、従業員への教育及び訓練を実施しております。

④ 監査役の監査体制

当社の監査役は３ケ月に１回以上、監査役会を定時ないし臨時に開催し、情報交換を行い、取締役会、常勤役員会、コンプライアンス委員会、人事委員会等重要な会議に出席し、また代表取締役との定期的会合、各部署での業務監査、社外役員との意見交換を行うなどし、監査の実効性の向上を図っております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 配当につきましては、株主の皆様への利益還元を重要な政策と認識しており、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。
当期の期末配当金につきましては、業績が順調に伸長していることに加え、旧本社ビル売却に伴う固定資産売却益５億１百万円を特別利益に計上したことから、１株につき５円の特別配当を実施することにいたしました。この結果、2018 年12 月期の期末配当は、１株当たり普通配当30 円に特別配当５円を加えた35円とさせていただきます。

② 内部留保につきましては、企業価値の向上に向けた投資等に活用し、将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るために有効活用してまいります。

③ 自己株式の処分・活用につきましては、当社成長発展のためのより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をしてまいります。

（注） 本事業報告中の記載金額の数字は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2018年12月31日現在)

(単位：千円)

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**9,298,787**
現金及び預金	1,860,539
売掛金	6,018,776
商品及び製品	588,198
仕掛品	20,908
原材料及び貯蔵品	210,257
前払費用	112,857
短期貸付金	1,490
未収入金	114,990
繰延税金資産	370,069
その他	700
固定資産	**10,698,458**
有形固定資産	**9,010,500**
建物	2,538,518
構築物	208,069
機械及び装置	2,554,457
車両運搬具	6,481
工具、器具及び備品	255,128
土地	1,689,030
リース資産	40,883
建設仮勘定	1,717,930
無形固定資産	**218,389**
商標権	6,271
ソフトウェア	200,565
電話加入権	10,411
施設利用権	1,140
投資その他の資産	**1,469,568**
投資有価証券	548,803
出資金	510
従業員長期貸付金	2,595
長期前払費用	8,263
差入保証金	432,279
入会保証金	16,900
繰延税金資産	460,217
資産合計	**19,997,246**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**6,940,773**
買掛金	1,698,537
短期借入金	1,000,000
1年内返済予定の長期借入金	465,000
リース債務	18,609
未払金	1,013,078
未払費用	1,703,173
未払法人税等	283,629
預り金	98,040
賞与引当金	589,128
役員賞与引当金	71,100
その他	477
固定負債	**2,399,883**
長期借入金	292,500
リース債務	25,544
退職給付引当金	1,943,827
役員株式給付引当金	60,729
その他	77,281
負債合計	**9,340,657**
純資産の部	
株主資本	**10,457,818**
資本金	**2,864,249**
資本剰余金	**2,550,983**
資本準備金	2,141,805
その他資本剰余金	409,178
利益剰余金	**5,516,664**
利益準備金	298,600
その他利益剰余金	5,218,064
固定資産圧縮積立金	196,806
特別償却準備金	42,512
別途積立金	3,720,000
繰越利益剰余金	1,258,746
自己株式	**△474,080**
評価・換算差額等	**198,770**
その他有価証券評価差額金	**198,770**
純資産合計	**10,656,588**
負債純資産合計	**19,997,246**

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**22,949,928**
売上原価		**12,015,549**
売上総利益		**10,934,379**
販売費及び一般管理費		**9,930,491**
営業利益		**1,003,887**
営業外収益		
受取利息及び配当金	9,800	
損害金収入	5,784	
売電収入	11,647	
その他	30,915	**58,148**
営業外費用		
支払利息	5,526	
売電費用	5,418	
その他	5,736	**16,681**
経常利益		**1,045,354**
特別利益		
固定資産売却益	501,388	
固定資産受贈益	9,303	
投資有価証券売却益	278	
抱合せ株式消滅差益	56,178	**567,149**
特別損失		
固定資産売却損	1,780	
固定資産除却損	55,203	
減損損失	226,351	
災害による損失	10,542	**293,879**
税引前当期純利益		**1,318,625**
法人税、住民税及び事業税	384,379	
法人税等調整額	△77,419	**306,959**
当期純利益		**1,011,665**

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,864,249	2,141,805	409,178	2,550,983
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				
特別償却準備金の取崩				
剰余金の配当				
別途積立金の積立				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	2,864,249	2,141,805	409,178	2,550,983

	株主資本					
	利益剰余金					
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
		固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	298,600	207,242	56,622	3,320,000	840,805	4,723,269
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		△10,436			10,436	－
特別償却準備金の取崩			△14,109		14,109	－
剰余金の配当					△218,270	△218,270
別途積立金の積立				400,000	△400,000	－
当期純利益					1,011,665	1,011,665
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	△10,436	△14,109	400,000	417,940	793,395
当期末残高	298,600	196,806	42,512	3,720,000	1,258,746	5,516,664

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△472,806	9,665,697	270,268	9,935,965
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩		－		－
特別償却準備金の取崩		－		－
剰余金の配当		△218,270		△218,270
別途積立金の積立		－		－
当期純利益		1,011,665		1,011,665
自己株式の取得	△1,274	△1,274		△1,274
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△71,497	△71,497
当期変動額合計	△1,274	792,120	△71,497	720,622
当期末残高	△474,080	10,457,818	198,770	10,656,588

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年2月18日

カンロ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 峯 敬 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大枝和之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、カンロ株式会社の2018年１月１日から2018年12月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年１月１日から2018年12月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 後発事象

2019年２月21日開催の取締役会において、会社法第459条第１項及び当社定款第50条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法を決議いたしました。当該事項は、監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

2019年２月21日

カ ン ロ 株 式 会 社　監 査 役 会

常勤監査役　西 村 一 之 ㊞
社外監査役　西 村 光 治 ㊞
社外監査役　大 倉 達 雄 ㊞

以　上

第69期定時株主総会　会場のご案内



2019年３月28日（木曜日）
午前10時　受付開始 午前９時

中野サンプラザ
13階　コスモルーム

東京都中野区中野四丁目１番１号



交通機関のご案内

JR中央線・総武線
東京メトロ　東西線
「中野駅」北口から　徒歩約**５**分

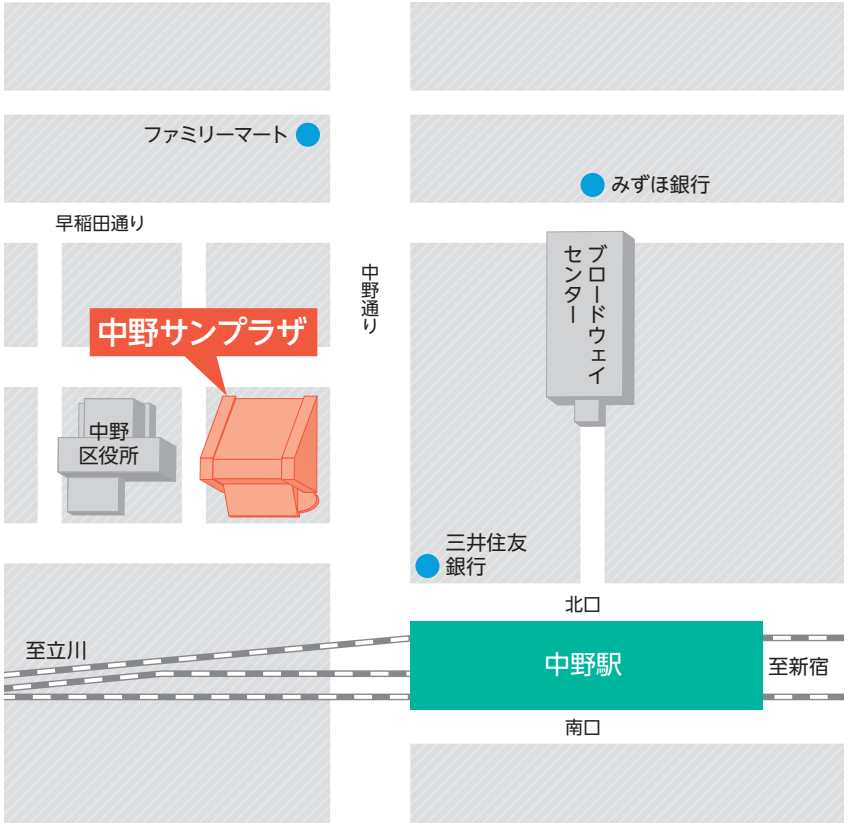

カンロ株式会社

〒163-1437 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティビル37階
TEL：03-3370-8811（代表）
https://www.kanro.co.jp/

UD FONT

VEGETABLE OIL INK